

意向調査による貸付け希望農地の活用について

貸付け希望農地

貸付け希望面積は、合計で5,160筆、327ha、一筆当たり平均の農地面積は約6.4aである。このうち「すぐに貸しても良い」農地は、1,834筆、98ha、一筆当たり平均の農地面積は約5.4aである。狭小で散在している農地が多いのが実態である。

農地法

第1条・・・農地はその耕作者自身が所有することを最も適当であると認めて、耕作者の農地の取得を促進し、その権利を保護するとともに、・・・

第3条・・・農地又は採草放牧地について権利を移動（所有権移転、使用貸借権・賃借権その他の使用収益を目的とする権利の設定・移転）する場合には、農業委員会又は知事の許可が必要であり、この許可なしにした行為は効力を生じない。

第3条第2項第2号の2・・・農業生産法人以外の法人が取得する場合は許可できない。

〃 第5号・・・取得者又は世帯員の、取得後の経営面積が50a未満の場合は許可できない。

農業経営基盤強化促進法

第1条・・・育成すべき効率的かつ安定的な農業経営の目標を明らかにするとともに、その目標に向けて農業経営の改善を計画的に進めようとする農業者に対する農用地の利用の集積を図る、・・・

第18条・・・市は、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画を定めなければならない。

〃 第3項第1号・・・農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであること。

四日市市農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想

利用権の設定等促進事業に関する事項

(1) 利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件

(ア) 現に50a以上の農用地を耕作又は養畜の事業に供していること。

農地の権利移動後の下限面積要件について